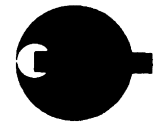


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○保安林の指定をする予定である旨の通知(森林保全課)	一	○地域森林計画の変更案の縦覧(林政課)	三
○右同	一	○右同	三
○右同	一	○右同	三
○特定猟具使用禁止区域の設定(森林保全課)	二	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
○道路の区域決定及び供用開始(道路維持課)	二	(人事委員会規則)	
○右同	二	○初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	四
(公 告)		○期末手当及び勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	四
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二	○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	四
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三	(監査委員公告)	
○地域森林計画の案の縦覧(林政課)	三	○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表	四

告 示

奈良県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 山辺郡山添村大字片平一五五三の一六、一五五三の一八、一五五三の一〇四から一五五三の一五三まで

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び山添村役場に備え置いて縦覧に供する。)

奈良県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡天川村大字坪内三四一の三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉野郡下北山村大字上原二八二・二八四(以上筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉野郡天川村大字坪内三四一の三(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

奈良県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡下北山村大字上原二八二から二八五まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉野郡下北山村大字上原二八二・二八四(以上筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全

課及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。

奈良県告示第百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 五條特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 金剛葛城鳥獣保護区と市道中之大沢線及び和歌山県境との交点より同鳥獣保護区との境界沿いに進み、市道西谷線との交点に至り、みどり園の外周を通り、五條博物館下の関谷川を下流に進み、その支流を上流に進み、西尾養鶏場の外周を経て金剛葛城鳥獣保護区との交点に至り、同境界に沿って五條市と御所市との境界に至り、その境界を東進し、五條市と大淀町の境界沿いに南進し、境界に至り市道西阿田阿田峯線に至り、その交点より一般国道三七〇号と五條市と大淀町との交点に至り、その境界に沿って梁瀬橋の手前に至り、県道五條吉野線に沿って大昭橋まで進み、市道葛野九号線を南進し、五條市牧町と同市西吉野町湯川との境界に至り、その境界に沿って八幡川を下流に市道丹原野原線池夢橋まで進み、同線を南進し、新池、古農地開発事業古田工団地まで進み、その境界に沿って五條市野原町と同市西吉野町湯川との境界まで進み、平成十七年九月二十四日における旧五條市と旧吉野郡西吉野村の境界に沿って市道御山樫辻線まで進み、同線及び市道樫辻大平線を経由して市道火打大平線五号橋まで進み、同橋より国営総合農地開発事業火打団地まで進み、火打団地の南の周辺を通って県道阪本五條線に至り、同所より五條市と和歌山県橋本市との境界まで、西進し、その境界に沿って北進し、起点に至る区域（別紙の表示区域）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

一 名称 大深特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺（別紙の表示区域）

域

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

一 名称 牧Ⅱ五條市特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 五條市域の国営総合農地開発事業牧Ⅱ団地とその周辺（別紙の表示区域）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

奈良県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百六十八号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備考
生駒市小瀬町二七番三先から 生駒市有里町五番三先まで	一七・二 ） 三三・三	七六七・四	

四 供用開始年月日

平成十九年十月三十一日

奈良県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次の

とおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百六十八号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備考
生駒市新旭ヶ丘一九六番二先から 生駒市辻町七五番四先まで	二二・六 ） 三四・九	九三二・五	

四 供用開始年月日

平成十九年十月三十一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二日

二 特定非営利活動法人の名称

<p>特定非営利活動法人クリーン&クリーン 三 代表者の氏名 堀川 元助</p> <p>四 主たる事務所の所在地 磯城郡田原本町八尾六一三の三の二〇五号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、持続的に発展可能な地域社会の構築を支援するために、地域の環境保全及び地域の災害予防、国際協力活動等に係る事業の推進、並びにバイオバイオディーゼル燃料（以下、バイオ油という）バイオマス資源の利活用による地球温暖化対策事業及び地球環境汚染対策事業の推進等を通して地域社会への貢献を目的とする。</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年十月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境創造支援センター</p> <p>三 代表者の氏名 中西 晃一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 奈良市奈良阪町一〇八五番地 緑商ビル二〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、都市部住民及び農業従事者に対して、農林業資産を活用した多様な農林業促進事業等を実施し、農林業に対する理解と関心を深め、新たな暮らし方や環境の創造を図り、農村地域社会の発展、ひいては日本の農林業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号 第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。 平成十九年十月三十日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成十九年十月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きゃんす家</p> <p>三 代表者の氏名 井立 廣美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 生駒市小町四三七番地二九</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対して、自然に親しみきっかけとなるイベントの企画運営、自然環境を活用した環境教育事業を行うことで、森林と人間がかかわりあう豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号 第五条第一項の規定により大和・木津川森林計画区について地域森林計画をたてるので、公告します。 なお、当該地域森林計画の案は、奈良県農林部林政課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。 平成十九年十月三十日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>公衆の縦覧に供します。 平成十九年十月三十日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号 第五条第四項の規定により吉野森林計画区について地域森林計画を変更するので、公告します。 なお、当該地域森林計画の案は、奈良県農林部林政課において公告の日から三十日間公衆の縦覧に供します。 平成十九年十月三十日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十九年十月三十日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>奈良県知事 荒井正吾</p>
<p>一 許可番号 平成十九年六月七日第八〇一六号 平成十九年七月二十日第八〇一六二号 平成十九年九月七日第八〇一六三二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十三日第六八〇号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒市高山町八九一六番地ノ一六及び九九一〇番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市東淀川区下新庄三丁目九番一十九号 参天製薬株式会社 代表取締役社長兼COO 黒川明</p>	<p>奈良県知事 荒井正吾</p>	<p>奈良県知事 荒井正吾</p>

人事委員会規則

初任給 昇格 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十月三十日

奈良県人事委員会規則第六号

初任給 昇格 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給 昇格 昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを、号ずつ繰り上げる。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十日

奈良県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤務手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとする。

第七条第一項第二号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとする。

第七条の二第二項中「同項第二号アからクまで」を「同項第二号アからキまで」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十日

奈良県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第六号中「日本郵政公社の職員」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。
平成19年10月30日

奈良県監査委員	谷川 正嗣
奈良県監査委員	南田 昭典
奈良県監査委員	藤井 守守
奈良県監査委員	岩田 国夫

本業監査課
監査の結果

不適正な会計処理について
(事実認定)

他の所属から購入を依頼された消耗品について、現物の換収を行わず、他の所属に直接納品させていたため、納品書と異なる物品が納品されていた。また、購

入品の一部が納品であるにもかかわらず、消耗品として請求された請求書に基づき支出しており、不適正な会計処理が認められた。
(指摘事項)

今後は、財務事務の執行にあたり関係法令に基づいた適正な会計処理を行うべきである。

措置の内容

今後は、財務事務の執行にあたり、関係法令に基づいた適正な会計処理に努める。なお、消耗品として支出した納品については支出更正を行った。

措置結果通知日 平成19年8月30日
五條高等学校

監査の結果
通勤手当の認定について
(注意事項)

通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件、56,000円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分については、現年渡分は平成18年11月分給与で調整し、過年渡分は納入通知書により平成19年2月8日に本人から返納させた。

今後は、一層慎重な審査で努め認定事務を適正に行う。
措置結果通知日 平成19年8月30日
五條警察署

監査の結果
公用車事故の発生について
(注意事項)

公用車使用中における事故の発生が認められた。

公用車の使用にあたっては、事故の発生を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべき。

措置の内容

<p>この交通事故は、基本動作の欠如によるものであることから、全署員に対し前方確認、車間距離の保持、安全スピードを遵守する等、基本動作の徹底を指示した。また、毎朝実施している運行前車両点検を今後も継続、徹底するよう指示するとともに、朝礼及び定例研修においては、当署管内における交通事故を例として、発生原因、発生場所、発生時間帯等の具体例を示し、注意すべき点と心構え、公用車事故が警察業務に及ぼす影響について再度認識させ、交通事故防止の周知徹底を図った。</p> <p>今後とも、機会あるごとに安全運転の指導と教養を行い、継続して意識の向上を図ることにより、公用車事故の防止に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成 19 年 9 月 3 日</p> <p>監理課</p> <p>監査の結果</p> <p>通勤手当の認定及び扶養手当の支給について</p> <p>(注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1 件、1 8, 3 1 0 円の過払いが認められた。また、扶養手当の支給において、事務処理を誤ったため、1 件、1 5 0 円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分について平成 1 9 年 7 月分給与で調整した。</p> <p>扶養手当の事務処理の誤りについては、平成 1 9 年 3 月分給与で過払い分を調整した。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定及び支給事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成 1 9 年 9 月 4 日</p> <p>道路建設課</p> <p>監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について</p> <p>(事実認定)</p> <p>前年度に引き続き通勤手当の認定を誤ったため、1 件、2, 0 0 0 円の過払い</p>	<p>が認められた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについて認定を変更するとともに、過払いについては平成 1 9 年 6 月給与で調整した。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成 1 9 年 9 月 5 日</p> <p>税務課</p> <p>監査の結果</p> <p>通勤手当の認定について</p> <p>(注意事項)</p> <p>通勤手当の支給において、認定を誤ったため、2 件、6, 3 0 0 円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いの過年度分については平成 1 9 年 8 月 2 8 日に返納させ、当該年度分については、平成 1 9 年 7 月分給与で調整した。</p> <p>今後は、より慎重に認定を行い、通勤手当の支給事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成 1 9 年 9 月 5 日</p> <p>人事課</p> <p>監査の結果</p> <p>公用車事故の発生について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべき。</p> <p>措置の内容</p> <p>事故発生後、事故を発生させた職員に対し、所属長が、口頭注意のうえ、安全運</p>	<p>転の徹底を指示。</p> <p>さらに、課内会議において、課員全員に安全運転と車両の適切な管理を徹底するよう訓示。</p> <p>今後とも、あらゆる機会を通じ、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の絶無に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成 1 9 年 9 月 7 日</p> <p>警察本部</p> <p>監査の結果</p> <p>機動捜査隊</p> <p>公用車事故の発生について</p> <p>(事実認定)</p> <p>前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべき。</p> <p>機動隊</p> <p>公用車事故の発生について</p> <p>(事実認定)</p> <p>前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が認められた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべき。</p> <p>警務課</p> <p>公用車事故の発生について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべき。</p> <p>情報管理課</p> <p>通勤手当の支給について</p>
--	---	--

<p>(注意事項) 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、1,500円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 県民サービス課 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 少年課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 自動車警ら隊 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 捜査第一課 公用車事故の発生について (注意事項)</p>	<p>公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 捜査第二課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 組織犯罪対策第一課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 鑑識課 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 警備第二課 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 措置の内容 (1) 通勤手当の支給について 所属で講じた措置</p>	<p>通勤手当の過払いについて、平成19年7月分給与で調整した。 再発を防止するため、全課員の通勤届の再確認を行った。 警察本部で講じた措置 今後は、一層慎重に事務処理を行うよう、本部所属に指示した。 (2) 公用車事故の発生について 事故発生所属で講じた措置 いすゞの事故においても、事故発生直後に事故原因の検証を行い、事故防止の基本である安全確認の徹底を指示した。 また、幹部会及び課員（隊員）研修において、交通事故の具体的な事例を挙げて基本動作の重要性を再認識させ、交通事故防止の周知徹底を図った。 今後も、継続した安全運転指導、教養を行い、運転技術の研鑽と事故防止に対する意識の向上を図り、公用車事故の絶無に努める。 警察本部で講じた措置 事故当事者に対しては、安全運転講習においてシミュレーションを用いた危険予測運転訓練を行い、安全運転の徹底指導を行った。 また、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能認定審査及び専科教養時等において、交通事故防止対策の指導教養を実施した。 今後とも、あらゆる機会を通じ、職員の事故防止意識の高揚と安全運転の徹底を図り、交通事故の絶無に努める。 措置結果通知日 平成19年9月7日 農業水産課 鑑識課 監査の結果 (1) 土地貸付料の調定について (注意事項) 土地の貸付料について、奈良県公有財産規則に定められた期限内に納付の手続きがとられず、その後調定等の期日を遡って処理しているものか認められた。 今後は、規則に定められた納付期限内に納付されるよう調定を行うべきで</p>
--	--	--

<p>ある。</p> <p>(2) 通勤手当・住居手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において、認定を誤ったため、1件、68,136円の過払いが認められた。また、住居手当の支給において、認定を誤ったため、1件、65,1,600円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 (1) 土地賃付料の調定について 今後は、規則に定められた納付期限内に納付されるよう迅速な事務処理に努め認定事務を適正に行う。</p> <p>(2) 通勤手当・住居手当の認定について 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いが平成19年5月給与で調整・返納された。また住居手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いが一部を平成19年5月給与で調整・返納させるとともに、残額については平成19年6月1日までに本人より返納させた。 今後は、より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月12日 福祉政策課 監査の結果 通勤手当、扶養手当、住居手当及び「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の認定について (注意事項) 通勤手当、扶養手当、住居手当及び「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の認定について、以下の不適正な処理が認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 ①通勤手当の認定を誤ったため、1件、21,928円の過払いが認められた。 ②扶養手当の認定を誤ったため、1件、133,900円の過払いが認めら</p>	<p>れた。</p> <p>③住居手当の認定を誤ったため、1件、47,300円の過払いが認められた。 ④「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の認定を誤ったため、1件、77,363円の過払いが認められた。</p> <p>措置の内容 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、現年度分は平成19年6月分給与で調整し、過年度分は平成19年8月28日までに本人より返納された。 扶養手当の認定誤りについては、認定の取り直しを行うとともに、過払いについては、現年度分は平成19年6月分給与で調整し、過年度分は平成19年9月3日までに本人より返納された。 住居手当の認定誤りについては、認定の取り直しを行うとともに、過払いについては、現年度分は平成19年6月分給与で調整し、過年度分は平成19年9月3日までに本人より返納された。 「日々雇用職員に対する通勤手当に相当する給与」(賃金)の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いが平成19年7月10日までに本人より返納された。 今後は、より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月12日 林政課 監査の結果 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められた。</p>	<p>また、課員全員にも、所属長より交通法規の遵守と安全運転及び安全運転の徹底を指示するとともに、課内会議等において、交通事故防止に努めるよう定期的に周知徹底を図っている。</p> <p>今後も、あらゆる機会を通じ、安全運転の徹底を図り、交通事故の絶無に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月12日 森林技術センター 監査の結果 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められた。</p> <p>措置の内容 当該運転者に対し、自動車の運行にあたっては、公私を問わず交通法規を遵守するとともに、細心の注意を払い安全運転に努め、交通事故の絶無を期すよう注意を行った。 また、全職員には、当該事故発生時の交差点事故についての現状や注意すべき点などについて文書や資料により伝達するとともに、全体会議において、安全運転に努めるよう周知を図った。 今後も、あらゆる機会を通じ、安全運転に対する意識の高揚を図り交通事故防止に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月12日 水道局 監査の結果 (1) 通勤手当の支給について (注意事項) 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件、3,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。</p>
---	---	---

<p>(2) 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>措置の内容 (1) 通勤手当の支給について 過払い分については、平成19年6月13日に本日から返納させた。 今後は、より一層適正な事務処理に努める。</p> <p>(2) 公用車事故の発生について 自動車の運転にあたっては、より一層安全運転心がけられるよう局内会議等を通じて局内職員に注意を喚起した。 今後とも引き続き、様々な機会を通して職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の絶無に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月14日 風致保全課 監査の結果 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。</p> <p>措置の内容 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>措置の内容 事故直後に、全職員に対して、交通法規を遵守して二度と事故を起こさないよう研修を実施した。さらに監査結果の報告を受けた後に、再度課員全員に一層の安全運転に努めるよう注意を喚起した。</p> <p>今後、あらゆる機会を通じて安全運転に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止及び車両の適正な管理に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月18日 保健体育課</p>	<p>監査の結果 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、14,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分については、現年度分は平成19年6月給与で調整し、過年度分は納入通知書により平成19年7月2日本日から返納させた。 今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年9月25日 学校教育課 監査の結果 (1) 奨学金貸付金の償還未済について (注意事項) 地域改善対策奨学金(高校・大学)等の貸付金において、償還未済額の増加が認められた。 今後一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>(2) 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>措置の内容 (1) 奨学金貸付金の償還未済について 償還未済金について、従来から滞納者に返還督促を行い、併せて返還相談会(県内24会場)を開催し返還方法等の周知徹底を図るとともに、戸別訪問及び夜間電話等による返還督促を実施してきた。 また、平成18年度から非常勤職員4名を雇用し、全滞納者に対する訪問督</p>	<p>促を実施するとともに返還免除・猶子についての周知も併せて行っている。さらに、休日の訪問督促も実施し、より実効性のある返還対策に努めている。これらの対策により平成18年度の返還金は、前年度と比較して約3千9百万円増加した。 償還未済金の状況は改善の方向にあるものの、依然として未済額は増加傾向にあり今後も引き続き償還未済金の回収に努める。</p> <p>(2) 公用車事故の発生について 事故後、自動車の運転にあたっては、より一層注意するとともに安全運転心がけられるよう全職員に注意喚起した。 今後、あらゆる機会を通じて安全運転に対する意識向上の徹底を図り、交通事故防止に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年10月3日</p>
--	---	--

【発 行】 一 発行 三十五百田 一 照 張 一 枚 一 枚 四 十 六 百 田 (共 計) 料 率 五

本誌は再生紙を使用しています。

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇五四一-三三一一〇

刷

株式会社 春 日

奈良市三条町九一八
電話 〇五四二-三五七七三